

あだたらの恵PR広告事業仕様書

1. 業務の名称

あだたらの恵PR広告事業

2. 業務の目的

大玉村の基幹産業である農業において、主品目として位置付けている水稻（米）の魅力を向上させ、村産業の活性化に資することを目的とする。

大玉村は古くからおいしい米の産地として定評があり、このことを科学的に証明するため福島大学食農学類にて村産米の食味等分析調査を5年間実施し、良食味米であることの結果を導き出した。これらを活用してブランド化を進めるにあたり、村産米のイメージを牽引するブランド米「あだたらの恵」を令和7年に発表した。本業務はこのあだたらの恵のブランド力を向上させ、米どころとしての大玉村の知名度を向上させることを目的とする。

3. 関係法令及び条例の遵守

業務にあたっては、大玉村財務規則の定めるもののほか、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

4. 経費

委託金額は、3,080,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5. 委託期間

契約した日の翌日から令和9年1月29日までとする。

6. 委託の場所

大玉村及び本事業を実施する箇所等

7. 守秘義務

受注者は、本業務で取り扱った情報等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8. 業務内容

(1) 期間内において以下の業務を行う。手法や時期について最も効果的なPRとなる提案を行うこと。なお業務遂行にあたっては村と綿密に打ち合わせをしながらすすめること。

ア 新聞または雑誌等紙媒体における広告または記事の制作及び掲載

イ TVを介したPR（番組内のプレゼント企画等でも可能）または広告

ウ Web、SNS等によるPRまたは広告

エ 上記ア～ウは必須とし、更に独自提案についても可能とする

オ プレゼント企画等を実施する場合の費用については本事業の委託料に含むものとする

る。

(2) 実施期日

ア 各PRの時期についてはあだたらの恵にとって効果的な時期を選定すること

イ 各PRの始期については特別な理由を除き12月前半までに実施すること

(3) その他

ア 事業に係る進行管理を行い、業務に必要な物品の調達やスタッフ等の手配を行うこと。

9. 実施体制

受託者は、本事業実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、大玉村との連絡調整窓口となること。報告を求められた場合や是正などの対応を求められた場合および申し入れ事項があった場合については速やかに対応すること。また、必要に応じて業務分担ごとに責任者を置くなど、円滑な業務運営に努めること。

10. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 事業実施報告書（以下事項を記載の事）

ア 事業成果報告書（実施日時、場所、提供品、実施内容、閲覧回数等が確認できるもの）

(2) 本事業で作成したPR資材およびデザインデータ等

(3) 上記データを収めた記録媒体（提出方法やデータ形式については別途指示する）

11. その他

業務の過程においてやむを得ない事情により疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

12. 暴力団等の排除

(1) 受注者が、この契約の履行期間中に大玉村暴力団排除条例（平成24年3月16日施行以下「排除条例」という。）第2条第1項第2号及び第3号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。

(2) 受注者は、排除条例第2条第1項第2号及び第3号に該当し、本村から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請若しくは受託をさせた者が、排除条例第2条第1項第2号及び第3号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員等から不当要求又は妨害をうけたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約下請若しくは受注させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。